

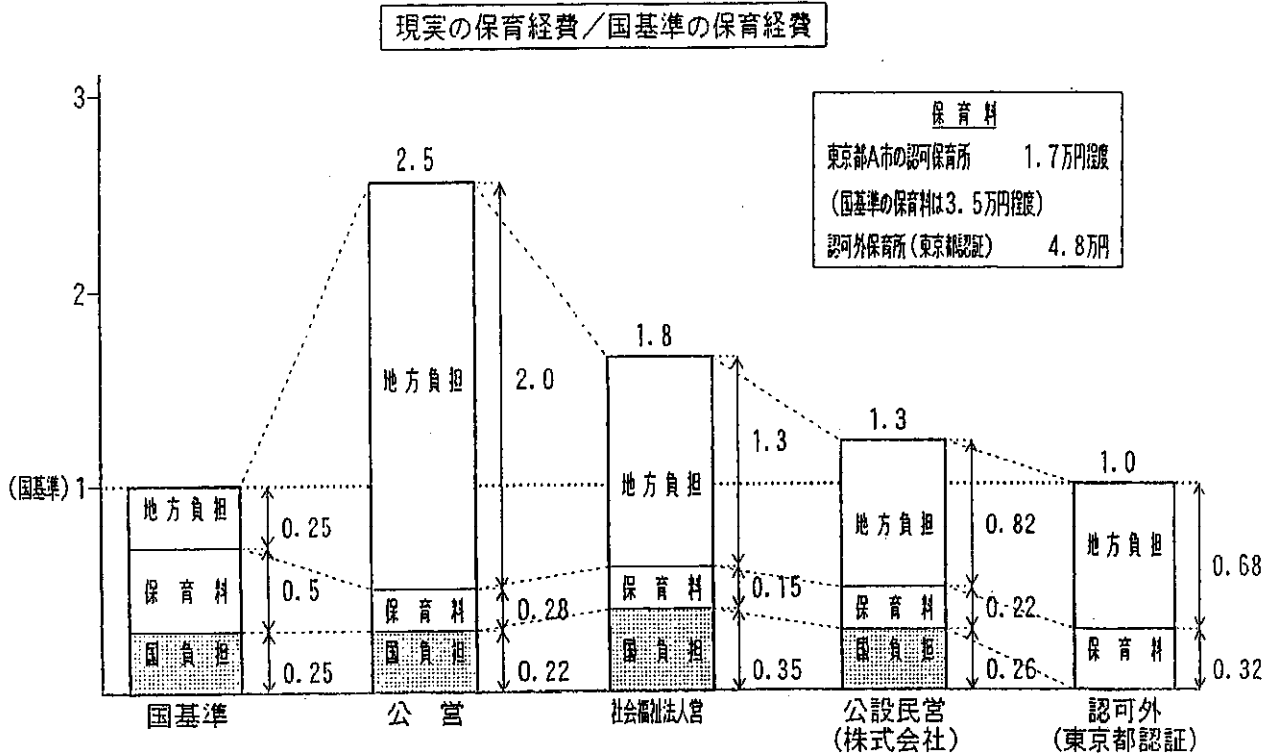
平成15年度保育所徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000円
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500円
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000円
第7階層		408,000円以上	80,000円 （保育単価限度）
			27,000円 （保育単価限度）
			41,500円 （保育単価限度）
			58,000円 （保育単価限度）
			77,000円 （保育単価限度）

設置主体別の保育経費

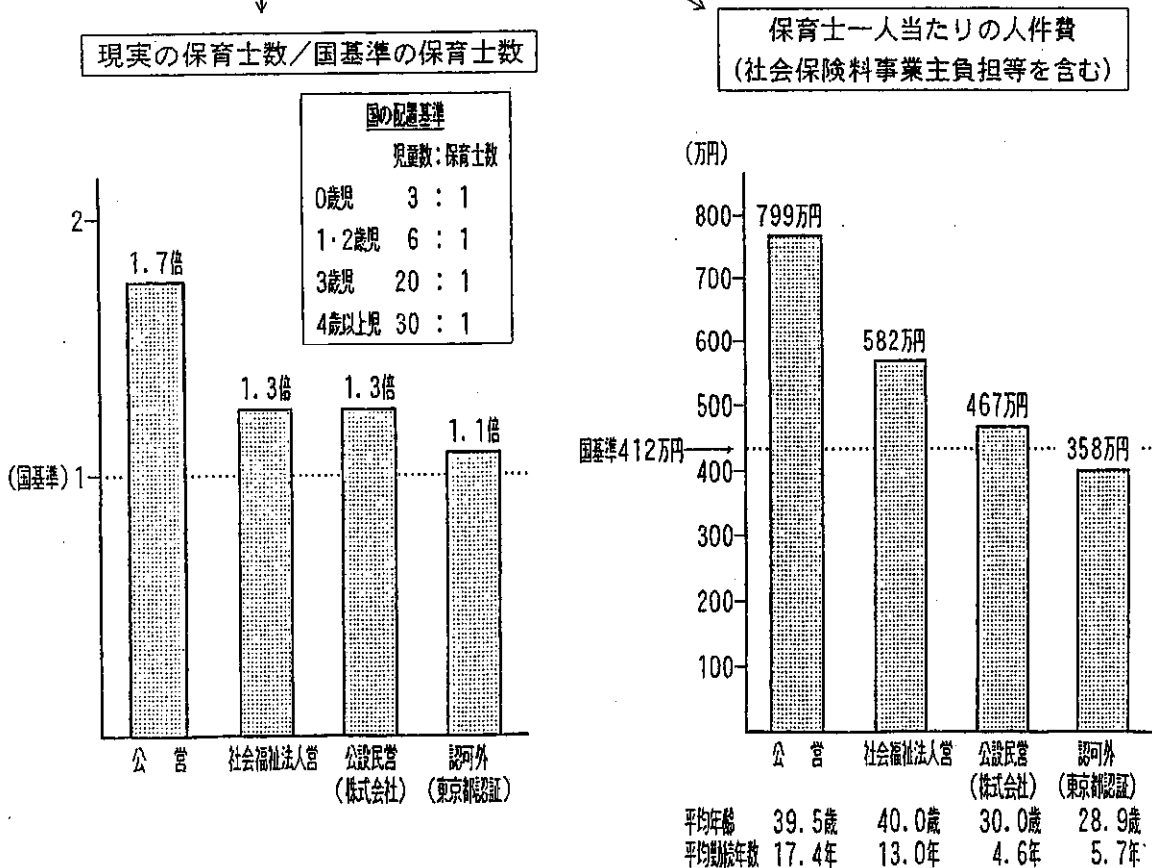
H14 財務省予算執行調査

《東京都A市の例》



(注)①国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿である。
 ②国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

保育士の人数 × 保育士一人当たりの人件費 ⇒ 保育経費の大宗を決定



育児休業制度等の概要（育児・介護休業法）

〔概要〕

（１）育児休業制度

- ・ 労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が１歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。

（２）時間外労働の制限

- ・ 事業主は、小学校入学までの子を養育する労働者が請求した場合においては、１か月２４時間、１年１５０時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

（３）深夜業の制限

- ・ 事業主は、小学校入学までの子の養育を行う労働者が請求した場合においては、深夜において労働させてはならない。

（４）勤務時間の短縮等の措置

- ・ 事業主は、１歳に満たない子の養育を行う労働者で育児休業をしない者については次のいずれかの措置を、１歳から３歳までの子の養育を行う労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度／フレックスタイム制／始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

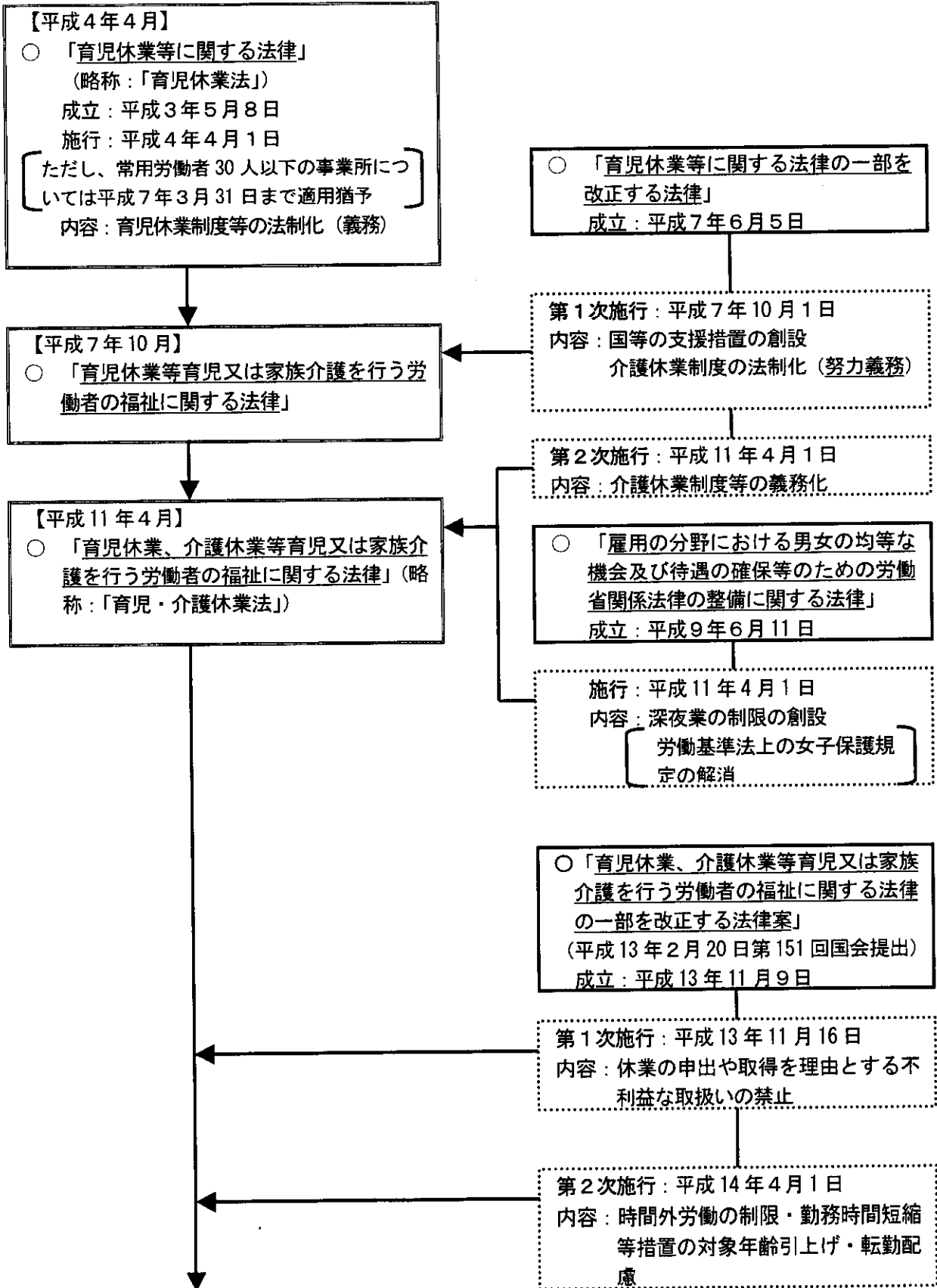
所定外労働の免除／託児施設の設置運営、育児費用の援助措置

- ・ 事業主は、３歳から小学校入学までの子の養育を行う労働者については、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

（５）子の看護のための休暇の努力義務

- ・ 事業主は、小学校入学までの子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならない。

育児・介護休業法の改正経緯



児童手当制度の概要

1. 概 要

(1) 目 的 児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する

(2) 支給対象 第1子以降 0歳から就学前
(6歳に到達後初めての年度末まで)

(3) 支給額 第1子・第2子 5,000円/月
第3子以降 10,000円/月

(4) 負担割合

【0歳～3歳未満 児童手当等】

[被用者] 事業主 7/10 国 2/10 地方 1/10

[特例給付] 事業主 10/10

[非被用者] 国 2/3 地方 1/3

[公務員] 所属庁 10/10

【3歳～義務教育就学前 就学前特例給付】

[被用者・非被用者] 国 2/3 地方 1/3

[公務員] 所属庁 10/10

(5) 所得制限 596.3万円未満
ただしサラリーマンは780.0万円未満
夫婦と児童2人の世帯の年収ベース

2. 給付規模 (平成15年度予算)

約4,370億円

(内訳)

事業主拠出金 約1,180億円

国 庫 約1,990億円

地 方 約1,200億円

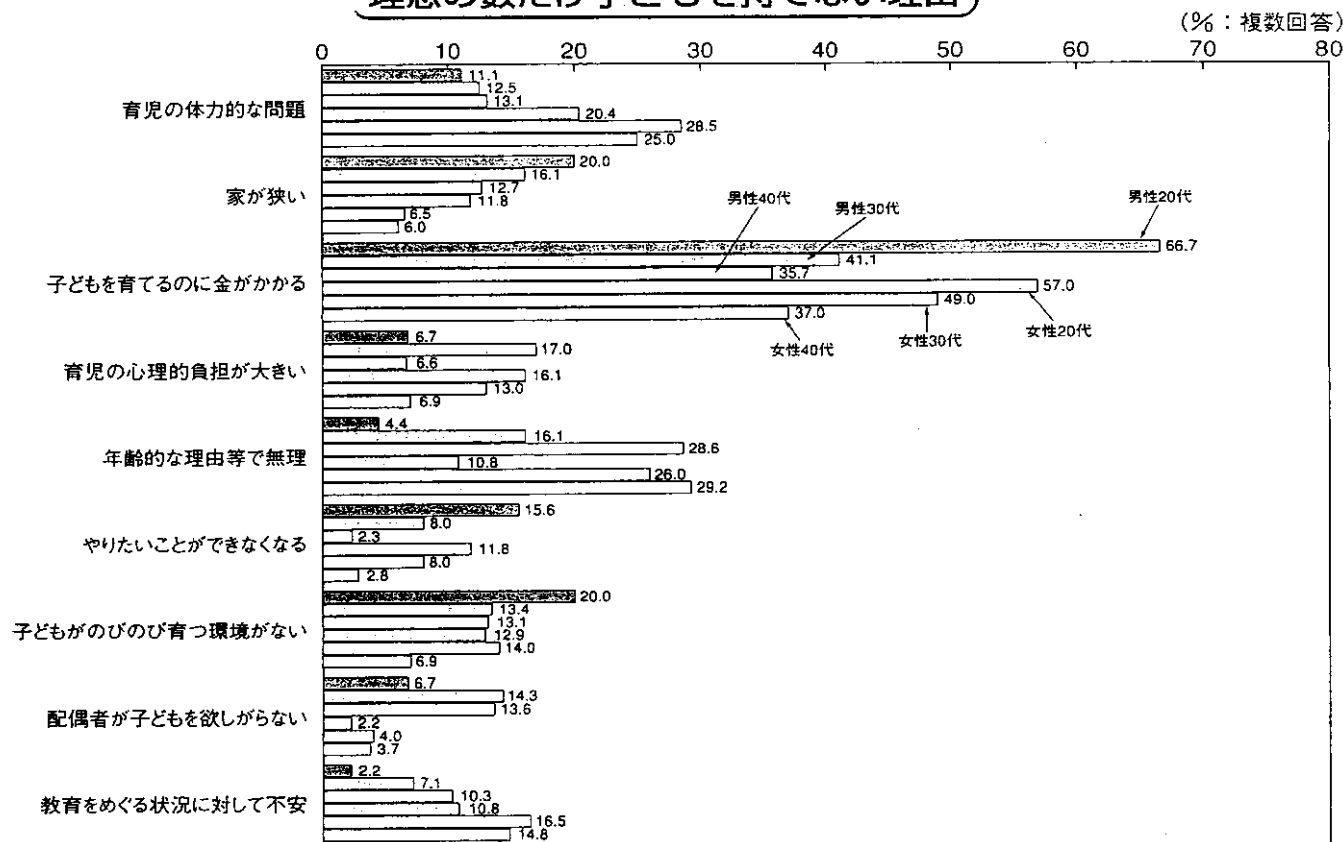
3. 支給対象児童数 (平成15年度予算ベース)

約645万児童

○理想の子ども数を持ってない理由

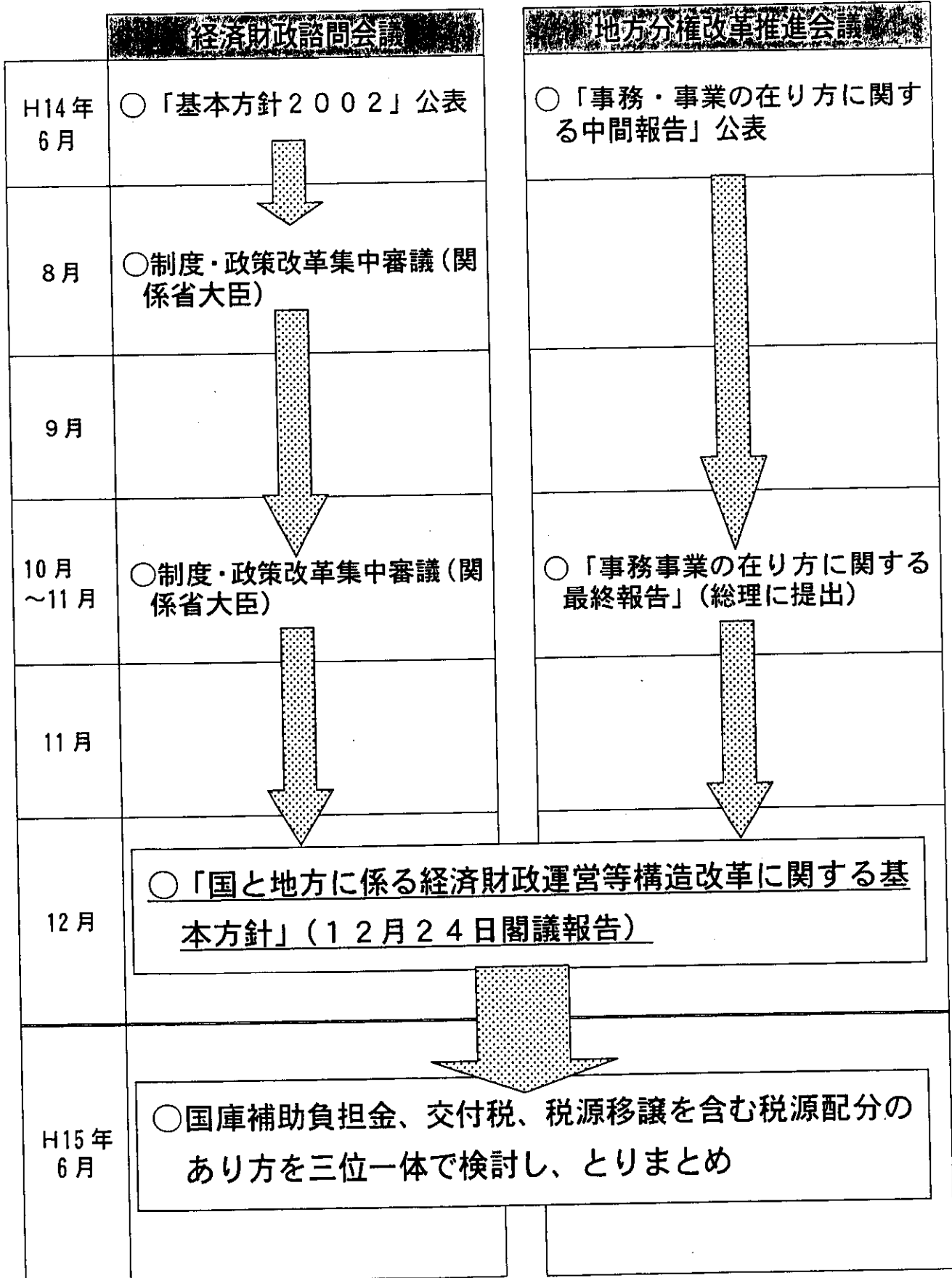
男女とも各年代で経済的な理由が高い。

理想の数だけ子どもを持ってない理由



- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(1997年)による。
 2. 「理想の子ども数と予定している子ども数では違いがありますか。(○は1つ)」という問について、「理想よりも予定している子どもの数が少ない」と回答した人に対し、「理想よりも予定している子どもの数が少ないのはなぜですか。(○は3つまで)」という問に対する回答者の割合。
 3. 14選択肢のうち9選択肢を抜粋している。
 4. 回答者数は1,259人。

地方分権・国庫補助負担事業の改革に関する流れ



保育所運営費等をめぐる状況について

1. 保育所運営費等の一般財源化をめぐる動向について

○ 地方分権改革推進会議最終報告（平成14年10月30日）

1 社会保障

（幼保一元問題）

保育所の設置、運営については全面的に地方に委ねるべきとの合意が形成されるのであれば、それに併せて保育所運営費負担金等の国による補助負担金の一般財源化等も検討されるべきと考える。

（保育所調理施設の見直し）

こうした保育所に対する補助負担制度が地方の自主的判断を過度に損なっているとすれば、先に述べた幼保一元の観点からの保育所運営費負担金等の検討と併せ、本件との関連で保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金を見直し、その一般財源化等も検討されるべきと考える。

○ 国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針について（平成14年12月24日閣議報告）

1 社会保障

〔幼稚園と保育所の制度間のあり方〕

地域における幼稚園と保育所の連携の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼稚園と保育所の制度間のあり方や運営に係る経費負担のあり方について検討を行う。

〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕

保育所の調理室設置に係る義務付けについて、その必要性を検討するとともに、保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金のあり方について検討する。

○ 経済財政諮問会議 片山議員提出資料（平成15年4月1日）

(1) 国庫負担金

ア 義務教育費国庫負担金（2.8兆円）（略）

イ その他の経常費に係る国庫負担金（3.5兆円）についても、過去の閣議決定の見直し基準等に沿って、社会経済情勢等の変化に応じ真に必要な分野に限定するよう、抜本的見直しが必要。

〔 地方分権改革推進会議意見で取り上げられたものについて重点的に検討。 〕

ウ 公共投資関係費に係る国庫負担金（2.5兆円）（略）

(2) 国庫補助金

ア 奨励的補助金については、廃止・縮減（例外扱いのものを除き2.9兆円）を原則とするとともに、「改革と展望」の期間中に明確な数値目標の下で確実に削減することとして、各省庁において重点的に検討を進める必要。

〔 例えば平成16年度2割、平成17年度3割、平成18年度4割削減で、合計約7割 〕

2. 今後の日程について

4月25日 地方分権改革推進会議において、最終報告で取り上げられた項目についてフォローアップ

5月8日 フォローアップについて、経済財政諮問会議に報告

6月23日 経済財政諮問会議において、三位一体改革を取りまとめ（「骨太の基本方針2003」の閣議決定）

○ 国庫補助負担金の分類（平成15年度普通会計ベース）

		経 常	投 資
負 担 金 〔地財法 10条 10条の2 10条の3 34条〕		(例) ・義務教育費国庫負担金 27,879億円 ・生活保護費負担金 15,132億円 ・ <u>児童保護費等負担金</u> 7,662億円 ・児童扶養手当給付費負担金 2,558億円 ・療養給付費等負担金 2,052億円 (国保基盤安定)	(例) ・一般国道改修費補助 2,028億円 ・地方道改修費補助 1,534億円 ・公営住宅建設費等補助 1,359億円 ・交通連携推進街路事業費補助 1,086億円
8.8兆円程度		6.3兆円程度	2.5兆円程度
補 助 金	分権計画により、廃止・縮減の対象外とされたものに該当するもの	(例) ・原爆被爆者手当交付金 1,047億円 ・電源立地地域対策交付金 515億円	
	※注参照	(例) ・交通安全対策特別交付金 822億円	(例) ・災害関連緊急砂防等事業費補助 25億円 ・災害関連緊急治山等事業費補助 20億円
	0.5兆円程度	0.5兆円程度	0.0兆円程度
金	〔上記以外分権計画により、原則として廃止・縮減するとされている〕 (16条)	(例) ・在宅福祉事業費補助金 1,118億円 ・私立高等学校等経常費助成費補助金 1,002億円 ・ <u>児童保護費等補助金</u> 644億円 ・農業共済事業事務費負担金 529億円	(例) ・地方道路整備臨時交付金 7,033億円 ・廃棄物処理施設整備費補助 1,290億円 ・ <u>社会福祉施設等施設整備費補助金</u> 1,071億円 ・水産物供給基盤整備事業費補助 842億円
	2.9兆円程度	1.0兆円程度	1.9兆円程度
合 計		7.8兆円程度	4.4兆円程度
12.2兆円程度			

(注)：地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）においては、次のものを除き、原則廃止・縮減を図っていくこととされている。
 a…国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの
 b…災害による臨時巨額の財政負担に対するもの
 c…いったん国において徴収し地方公共団体に交付する形式をとっているが、地方公共団体の事務に付随する収入で地方財源の性格を有するもの

4 地方交付税の改革

（1）地方歳出の抑制と交付税総額の見直し

- 国庫補助負担制度や法令基準を通じた地方歳出に対する国の関与を見直すとともに、これと歩を一にして地方単独事業費等の計画的抑制を図ることにより、地方財政計画規模の抑制に取組み、地方財源不足の縮小と借入金依存からの早期脱却を目指す。

- これらの取組みと税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減に対応して、地方の自主財源比率を高める方向で、交付税総額を見直す。